

紙等ヲ要亦之答小田函解決し其の心ある。

然るに余函其の請停有に一吉の挨拶もせられつゝ、解雇を以て始め遂に十四名を解雇し更に二十九日全員の解雇を發表した。

ちよよへる以の暴挙は遂に紙等を激怒せしめ三十日罷業は開始され山崎上下の一大輿論となつた。紙等は今諸君等に対し勸告の如き迷惑の掛けてゐることを甚だ遺憾とす。今今後罷業は益々續けられぬことを余依自分心ある今も本手紙は下受労働者の懐子と紙等と一團となつて對抗し、け水俣の地味と打つた。今吾工場は初より始めた。

下受工場労働者よ!! 立って紙等に一徹の助成を切望す

別記二

拜啓陳者去月二十九日当店、都合上貴店との借契約解除、旨傳達と同時に同日迄、借金並に決定十四日分の解雇手当提供致儀如仰受領迄之候へ共事務整理上、都合之有之旁以陳至急当店事務所へ仰出頭仰受取被下迄右申進候也

昭和二年七月四日

東京府荏原郡荏原町小川九。

SK 商會 主 鈴 木 教 輔

敬